

# 障害児通所支援における定員超過について

障害福祉課 管理・指定グループ

## 1 定員の遵守について

指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所における定員の遵守については、基準省令※1及び解釈通知※2で以下のとおり規定されています。

※1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第12号)

基準省令	解釈通知
(定員の遵守) 第39条 <b>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。</b> ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	(29) 定員の遵守(基準第39条) 障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、 <b>原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの</b> であるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。(以下省略)

※指定放課後等デイサービスは基準省令第71条において第39条を準用

基準省令で規定されているとおり、**事業所の利用定員及び発達支援室の定員を超えて障害児を受け入れることは原則禁止されており、指定基準違反です。「定員超過利用減算が適用されなければ問題はない」という考え方は明確な誤りです。**

定員が10人の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の場合、1日に受け入れる障害児が10人を超えないようにする必要があります。障害児の保護者から利用の申し込みがあり、定員を超過する可能性がある場合は、

- ・毎日の利用を前提とせず、利用する曜日等を限定する
- ・受け入れが可能な他の事業所を探し、紹介する

など、障害児の保護者に対して丁寧な説明を行いながら、定員超過が発生しないように適切な利用調整を行ってください。

## 2 災害、虐待などやむを得ない事情と定員超過に関する考え方について

基準省令において、災害、虐待などやむを得ない事情がある場合は、例外的に定員を超えた受入れを可能としていますが、これは大規模な災害や虐待といった「緊急的かつ一時的に受入れを行うケース」を想定しており、恒常的な定員超過を認めるものではありません。

一方、虐待の疑いがある場合などは、事業所において機動的な受入れを行う必要があることを踏まえ、次の(1)~(4)のとおり対応してください。

- (1) 虐待の疑いがある場合であっても、定員超過しないように努めてください。  
当日の利用者が定員に達する前に虐待の疑いがある障害児の利用希望があった場合などは、定員内の利用者として受入れを行うようにしてください。
- (2) 当日の利用希望者が定員に達した後で、虐待の疑いがある障害児の利用希望があった場合などは、事業所の判断で受入れを行うことを可能とします。
- (3) (1) (2)のいずれの場合であっても、**虐待の疑いがある障害児を見つけ、受け入れていることを直ちに「こども若者総合相談支援センター（TEL：0532-51-2327）」に連絡し、必要な指示を受けるとともに、その後の調査等に協力してください。**また、虐待の疑いがある事案を発見してから解決または適切な機関に引き継ぐまでの対応記録などを残しておくようにしてください。
- (4) 虐待などの理由でやむを得ず定員を超過した場合は、運営指導等の際に理由を説明できるように、対応記録等を残しておくようにしてください。不適切な定員超過については、定員超過利用減算が適用される場合があります。

### 不適切な定員超過の例

#### ●恒常的に定員超過を行っている場合

やむを得ない事情による定員超過は、虐待の疑いに対応するためなど緊急的かつ一時的な場合に、特別に認められるものです。したがって、虐待の疑いがありながら、障害児通所支援事業所と自宅を長期間にわたって日々往復している状態は、通常想定されないものです。虐待の疑いがある場合は、直ちに「こども若者総合相談支援センター」に連絡し、適切な対応を行ってください。